判例研究

先行の消費者契約との密接な 結び付きと消費者事件の国際裁判管轄

---- EU司法裁判所2015年12月23日判決:ECLI:EU:C:2015:844 ----

(Rüdiger Hobohm v. Benedikt Kampik Ltd & Co. KG, Benedikt Aloysius Kamplik, Mar Mediterraneo Werbe- und Vertriebsgesellschaft für Immobilien SL, Case C-297/14)

法科大学院教授 野村 秀敏

[事実の概要]

スペインで職業活動を行っているK氏は、2005年に、ドイツの建築施工業者がデニア(スペイン)に建築を予定している分譲リゾートマンションの一室の取得をH氏とKI社との間に仲介した(以下「本件仲介契約」)。このリゾートマンションに関しては、特にドイツにおいて、ドイツ語のパンフレットを利用して販売活動が行われた。2006年6月17日、建築施工業者(売主)とH氏(買主)は、建築中の上記マンションの一室に関して売買契約を締結した(以下「本件売買契約」)。

H氏が総額6,290ユーロの中間金を支払った段階で、2008年に建築施工業者は財務上の困難に陥り、建築の完成は怪しくなった。そこで、K氏が、H氏に対して、当該マンションが完成されて入居できるようになるよう配慮する旨を申し出たところ、H氏はスペインに赴き、そこで、K氏に、本件売買契約に関するH氏の利益の擁護を委ね、代理権を授与する旨の公正証書にサインした(以下「本件取引配慮契約」)。

H氏は、K氏に、マンション購入のための3回目の中間金として2009年に27,647 ユーロ超を支払い、その後にもさらに1,448.72ユーロを支払った。しかし、建築施工業者は倒産してしまい、H氏とK氏間に紛争が発生したので、H氏はK氏に授与した代理権を撤回した。

その後、H氏は、その管轄区域内に自己の住所があるシュターデ(ドイツ)地裁に、K氏に支払った金員の返還を求める訴えを提起した。当該地裁も控訴審のツェレ高裁もこの訴えを却下した。高裁の却下の理由は、本件取引配慮契約は「ドイツに『向けて』|行われた不動産仲介活動に直接に帰せしめることができないから、

ブリュッセル I 規則15条 1 項 c の適用とH氏の住所地の裁判所の管轄を肯定することはできないというものであった。

K氏によってスペインで行われた不動産仲介活動はドイツに向けられていたが、取引配慮契約は、それだけを孤立的に見れば、この活動の範囲に入らず、上記のブリュッセル I 規則の適用対象とならないものであった。しかし、この不動産仲介活動がなければ本件仲介契約の締結にも、ひいては本件取引配慮契約の締結にも至らなかったであろうから、当該活動と取引配慮契約の締結の間には内容的な関連性が存在することも事実である。そこで、このような事情の下で、上告審であるドイツ連邦裁判所は手続を停止し、ブリュッセル I 規則15条 1 項 c・16条が適用になりうるか、これらの条文の解釈上の問題点に関する先行判決を求めて、それをEU司法裁判所に付託した」。

[判決要旨]

ブリュッセル I 規則15条 1 項 c は、当該契約が、職業または事業活動を行う者による、消費者の住所地国たる加盟国に「向けて」の職業若しくは事業活動の範囲内で締結された契約と関連している限り、同規則16条 1 項とともに、以下のように解釈されるべきである。消費者と職業または事業活動を行う者との間で締結され、かつ、それとしては、職業または事業活動を行う者による、消費者の住所地国たる加盟国に「向けて」の職業または事業活動の範囲には入らないが、それ以前に同一の当事者間でそのような活動の範囲内で締結されていた別の契約と密接な結び付きを示す契約に適用になりうる。そのような結び付きを根拠付ける事情、特に、双方の契約の当事者の法的または事実上の同一性、同一の具体的な目的物に関わるそれらの契約で追及された経済的な成果の同一性、および、第一の契約で追及された経済的な成果の実現に役立つべきであるとの理由での、第一の契約との関係での第二の契約の補充的性格が存在するかを検討するのは、国内裁判所の役割である。

〔研 究〕

- 1 消費者事件の国際裁判管轄をめぐる従来のEU司法裁判所の判例と問題の所在
- (1) EUにおける民商事事件に関する国際裁判管轄ルールを定めるブリュッセル I 規則は、被告住所地の加盟国の管轄を原則とする通常の管轄ルール (2条)とは

¹ BGH, Beschluss v. 15. 5. 2014, RIW 2015, 79.

異なり、消費者が事業者を訴える場合には、原告である消費者の住所地の加盟国の裁判所に管轄を認めている(16条1項)。ただし、そのためには、消費者住所地の加盟国において当該事業者が職業若しくは事業活動を行うか、または何らかの方法で当該加盟国若しくはその加盟国を含む複数の加盟国に「向けて」そのような活動を行い、かつ、問題の消費者契約がこの活動の「範囲内に入る」ことが必要とされている(15条1項c。消費者事件の特別管轄)。

(2) 上記規定をめぐっては多くの判例・学説が存在するが、従来の議論は「向けて」との要件に集中していた。

まず、Pammer事件判決によると、事業者が加盟国に「向けて」活動を行っていると言えるためには、「事業者が一つまたは複数の他の加盟国の消費者との取引関係を作り出そうとの意図を明示」したことが必要である²。そして、新聞雑誌、ラジオ、テレビや映画のような伝統的な宣伝手段の場合、そのような意図は消費者住所地国に向けられた宣伝や、消費者自身に向けられた申出中に見られるのに対し³、インターネットを介しての宣伝の場合には、種々の手がかりに基づいて、事業者が問題の消費者の住所地国を含む他の加盟国に居住する消費者との取引を望んで活動をしていたか、当該消費者との契約締結の意図を有していたかを検討しなければならない⁴。

また、Mühlleitner事件判決は、消費者住所地国に「向けて」行われた活動の結果として締結された契約は「隔地」売買である必要はないとした⁵。当該事案は、被告のウェブサイトで被告の存在を知ったオーストリア在住の原告が電話やeメールでのやり取りの後、被告のドイツの営業所に赴いて、そこで自動車の売買契約を締結したというものであった⁶。

² Judgment of the Court of 7 December 2010 in Pammer and Alpenhof, C-585/08 and C-144/09, ECLI:EU:C:2010:740= [2010] ECR I-12527, para.75. この判決については、中西康「インターネットによる消費者契約事件の国際裁判管轄」貿易と関税60巻2号 (2012年) 74-78頁参照。また、高橋宏司「契約債務の準拠法に関する欧州議会及び理事会規則(ローマ I 規則)」国際私法年報13号 (2011年) 12頁以下、同「契約債務の準拠法に関する欧州議会及び理事会規則(ローマ I 規則)」同志社法学63巻6号 (2012年) 20頁以下にも詳しい言及がある。

³ Judgment of the Court of 7 December 2010 in Pammer and Alpenhof, C-585/08 and C-144/09, ECLI:EU:C:2010:740= [2010] ECR I-12527, para.66.

⁴ Ibid., para.76.

⁵ Judgment of the Court of 6 September in Mühlleitner, C-190/11, ECLI:EU:C: 2012: 542, para.45.

⁶ *Ibid.*, paras.11–15.

Emrek事件判決は「向けて」との要件に関わる解釈のとりあえずの終着点を画すると評されるものであるが⁷、当該事案はMühlleitner事件判決の事案と類似していた。すなわち、前者の事案でも被告はウェブサイトを開設していたが、ドイツ在住の原告は被告のフランスの営業所に赴いて、そこで中古自動車の売買契約を締結した。ただし、後者の事案におけるのとは異なり、原告はウェブサイトを通じて被告の事業を知ったのではなく、知人を介して知ったという点は異なっていた⁸。そして、Emrek事件判決は、消費者という弱者保護の観点から、消費者の住所地の加盟国に事業者の職業若しくは事業活動を「向け」るために利用されている手段(とりわけインターネット)と消費者との契約の締結の間に因果関係は要求されないとした⁹。もっとも、Pammer事件判決において「種々の手がかり」としてあげられているような事情は、事業者の活動が消費者の住所地国に「向け」られていることの徴表として有用であるとする¹⁰。

(3) 以上の諸判決に対し、本判決は、これまであまり注目されることのなかった、問題の契約が消費者の住所地国に向けて行われた事業活動の「範囲内に入るか」という第二の要件に関わるものである。

2 本判決の論理

(1) 本判決はまず、問題の取引配慮契約に先行していた不動産仲介活動がドイツに向けられていたことを確認している¹¹。すなわち、①K氏はその役務の提供をインターネットにより、ドイツ語で、comとのドメインネームの下に申し出ていた、②このウェブサイト上に、コンタクトをとる可能性として、deとのドメインネームを持ったeメールアドレスがあげられていた、③K氏の事務管理部門のオフィスにベルリンの電話番号を介してアクセス可能であった。④K氏はその活動のためにドイツ語のパンフレットを利用していたということを指摘しているが、①②④はPammer事件判決にいう「種々の手がかり」として挙げられている事情に属するからである。したがって、本件仲介契約はこれらの活動の範囲内に入る。

⁷ Heinze/Steinrötter, Wann fällt ein Vertrag in den Bereich der ausgerichteten Tätigkeit des Unternehmers i.S.d. Art.17 Abs.1 lit.c EuGVVO?, IPRax 2016, 546. 本判決に関する論文である。

⁸ Judgment of the Court of 17 October 2013 in Emrek, C-218/12, ECLI:EU:C:2013:666, paras.9-13.

⁹ *Ibid.*, para.32.

¹⁰ *Ibid.*, paras.27–30.

¹¹ 本判決第19節·第28節。

他方で本判決は、それ自体を孤立的に観察すれば、本件取引配慮契約はドイツに向けられたK氏の活動の範囲内に入らないことも確認している¹²。この契約との関連では、そのような「種々の手がかり」は存在しないからである。

(2) しかし、両契約の間には関連性がある。そこで本判決は、複数の契約の「結び付き」が、それ自体としてはドイツに向けられた活動の範囲内に入らない後行の契約を、当該活動の範囲内に含めることを正当化するか、正当化するのであれば、その「結び付き」はどのようなものでなければならないかを検討する。

本判決によると、管轄規定の高度な予見可能性、消費者保護、二つの国で調和しない判決が下されることを防止するための並行手続の回避というブリュッセル I 規則の目標と、消費者の住所地国の管轄が被告住所地国の原則管轄に対する例外であることに鑑みれば、上記の「結び付き」は「密接な」ものでなければならない¹³。

その上で、「密接な結び付き」を肯定するために重要な事情として、次のような両契約によって追及された「経済的な成果」の視点が指摘される¹⁴。すなわち、K氏がH氏の住所地国に「向けて」行った不動産仲介活動の結果としてK氏が取得した分譲リゾートマンションの実際の占有を、K氏に取得させるとの仲介契約で追及された経済的な成果は、建築施行業者の倒産の結果として達成不能となりそうになった。そこで、この状況を打開するために取引配慮契約が締結されたのであるから、その目的は、仲介契約で追及された具体的な経済的な成果を達成せしめる点にあった。それ故、取引配慮契約はK氏の職業・事業活動の延長線上で締結されたものであり、仲介契約が追及する経済的成果の実現に資することによって後者の契約を補うものであるということができる。

本判決は、仲介契約と取引配慮契約との間に「密接な結び付き」があるかは、結局は、その下に後者の契約が締結されるに至った事情の総合的評価によるが、そのような事情の評価をするのは国内裁判所の役割であるとする。そして、事情の例として、双方の契約の当事者の法的または事実的な同一性、双方の契約が同一の目的物に関わるものであるかに加えて、上記のような、それらの契約によって追及される経済的な成果の同一性、先行の契約に対する後行の契約の補充的性格をあげている15。

さらに本判決は、管轄の予見可能性という点でも、取引配慮契約に関して消費者

¹² 本判決第19節·第28節。

¹³ 本判決第30節 - 第32節。

¹⁴ 本判決第34節・第35節。

¹⁵ 本判決第37節。

の住所地国の管轄を認めても問題がないことを指摘する¹⁶。すなわち、基本事件では、K氏のH氏の住所地国に「向け」られた職業・事業活動の「範囲内に入る」仲介契約に関する紛争については消費者事件の特別管轄が認められることに問題はない。そして、職業・事業活動を行う者が、当該の消費者に対して、引き続いて、先行の契約で追及された本質的な目的が達成されるようにするための後行の契約を提案し、締結するのであるから、その者は、合理的に考えれば、双方の契約について同一の管轄が妥当することを予測しうるはずであるというのである。

3 本判決の評価

(1) 本判決は消費者の住所地国の管轄は例外であるから厳格に解釈されるべきであるとしているが 17 , 実際にはそれは単なるリップサービス 18 と化しており,その管轄を広く認める従来からのEU司法裁判所の傾向をさらに一歩進めている 19 。そのための理論,すなわち,ブリュッセル I 規則15条 1 項 $^{\circ}$ c の適用を受ける先行の契約と密接な結び付きを有する結果,それ自体がこの規定の適用対象ではない後行の契約もその適用を受けることとなるとする本判決の理論は,学説上伝染理論と呼ばれる 20 。そして,この規定の適用対象が「密接な結び付き」という不特定概念の分だけ拡張される点は法的安定性を害することに繋がるとされる 21 。そして,この点に関連しては、Emrek事件判決との関係が問題とされる。

前述のように、Emrek事件判決は、消費者の住所地国に向けられた事業者の職業・事業活動と契約の締結との間に因果関係は必要ではないとしているのであるが、そのことは、消費者保護のために、管轄規則の文言からもその目的からも出てこない不文の追加的な要件を設けるべきではないということで理由付けられていた²²。そ

¹⁶ 本判決第39節。

¹⁷ 本判決第32節。Judgment of the Court of 28 January 2015 in Kolassa, C-375/13, ECLI:EU:C: 2015:37, para.28を引用する。この判決については、野村秀敏「無記名債券の発行者に対する損害賠償請求訴訟の国際裁判管轄」国際商事法務43巻10号(2015年)1574頁以下参照。

¹⁸ Kodek, RIW 2016, 224 (本判決判例研究) の表現である。

¹⁹ Kodek (N.18), 224; Wagner, EuZW 2016, 269 (本判決判例研究); Brosch, «Ausrichten» der unternehmerischen Tätigkeit in der EuGVVO – Quo vadis Verbrauchergerichtsstand?, ELR 2016, 23. 本判決に関する論文である。

²⁰ Heinze/Steinrötter (N.7), 548; Mankowski, NJW 2016, 699 (本判決判例研究).

²¹ Wagner (N.19), 270; Brosch (N.19), 22.

²² Judgment of the Court of 17 October 2013 in Emrek, C-218/12, ECLI:EU:C:2013:666, paras.21–24.

こで、このことから次のように言われる²³。これは、明示的に規則の条文により規範化された基準は、当該基準の抹消に等しくなる程に強くその効力を削ぐことになる解釈を認めないということを意味する。本判決は、明示的に規範化された消費者の住所地国の管轄の要件——当該契約が当該国に「向けて」行われた活動の「範囲内に入る」——を相当程度相対化しており、この認められないはずの解釈の方向に傾いている。

そもそも、上記の意味における因果関係を問題とし、事業者の活動が消費者の住所地国に「向け」られていたか否かの判断にとっての重要な手がかり、本質的な要素としてそれを重視したのは、Emrek事件における法務官Villalónの意見書であった²⁴。そして、Villalónは、本件の法務官意見書においても再びこの視点を持ち出し、次のように言っていた²⁵。すなわち、そのような因果関係だけが、取引配慮契約にも消費者事件の特別管轄を適用することを正当化する要素である。K氏のドイツに向けられた職業活動とその結果として締結された売買契約は、取引配慮契約とほとんど機械的な因果関係をもって結び付いている要素である。その因果関係は、法律関係の間の明瞭な内面的な実質的関連性を前提としているが、本件事案においては間接的なものに過ぎない(取引配慮契約はK氏のドイツに向けられた事業活動の直接の効果ではなく、第三者との売買契約の履行との関連で生じた問題であるからである)。

また、Villalónは、契約の申込みは、他の加盟国に住所を有し、その上既に、明白に他の加盟国に向けられた活動の範囲内に入る先行の契約関係の枠内において顧客であった消費者に対して、その役務を「向け」ようとの事業者の「意図の明瞭な表現」と見ることのできる要素であると指摘する²⁶。つまり、取引配慮契約の申込みそれ自体が、消費者の住所地国に向けられた事業者の活動と見ることができるというのであろう。

結局、Villalónは、本件基本事件の特殊な事情の下においては、実質的な因果関係のある先行の契約の存在が、事業者の活動が消費者の住所地国に「向け」られていることの徴表たりうるとの結論に達している。

²³ Brosch (N.19), 23.

²⁴ Emrek事件法務官意見書(ECLI:EU:C:2013:494) 第26節。

²⁵ 本事件法務官意見書(ECLI:EU:C:2015:556)第42節 - 第44節。

²⁶ 本事件法務官意見書第53節。

²⁷ 本事件法務官意見書第54節。

本判決は二つの契約の間の「密接な結び付き」――ひいてはその重要な要素としての「経済的な成果の同一性」――を重視し、上記のようなVillalónの議論には全く触れていない。しかし、本判決の議論が法的不安定をもたらしていることに鑑みれば、事業者の意図の現れとして因果関係を重視し、あるいは契約の申込みそれ自体の中に消費者の住所地国に「向け」られた事業者の活動を見ようとのVillalónの議論は十分に注目に値するとし、本判決がこれを無視したのに批判的な(口吻を漏らす)学説が見出される²⁸。

(2) もっとも、本判決の結論自体は多くの学説によって是認されている。その理由は何よりも結論が適正であることにあろうが²⁹、ブリュッセル I 規則の体系には伝染理論が内在ししているとの指摘もある³⁰。

すなわち、ブリュッセル I 規則上は「動産割賦販売」が問題の場合(同規則15条 1 項 a)にも、「動産売買のための分割返済の消費貸借又はその他の信用取引」が問題である場合(同規則15条 1 項 b)にも消費者の住所地国の管轄が認められている。そこで、前者の場合に消費者の住所地国の管轄が認められ、ひいては後者の場合にも消費者の住所地国の管轄が認められることになっているから(販売会社による割賦売買と信販会社による立替払契約が念頭に置かれているものと思われる)、そうだというのである。

いずれにせよ、本件事案のような事件は実際上あまり生ずるものとは思われず、 その意味においては、本判決の射程は短いものと評価されている³¹。

4 ローマ I 規則とブリュッセル I a 規則

(1) 本判決については、ブリュッセル I 規則15条 1 項cと同一の文言を含む他の EU規則の解釈に影響するのではないかが問題にされている。すなわち、ローマ I 規則(契約債務の準拠法に関する欧州議会及び理事会規則)6条 1 項は、(a)事業者が消費者の常居所地国において職業若しくは事業活動を行うか、または(b)「何らかの方法で当該国若しくはその国を含む複数の国に向けてそのような活動を行い、かつ、問題の契約がこの活動の範囲内に入る」限りで、消費者契約については、消費

²⁸ Kodek (N.18), 224; Brosch (N.19), 23.

²⁹ Wagner (N.19), 270は、EU司法裁判所は益々個別事件の適正を重視するようになっていると 指摘する。

³⁰ Mankowski (N.20), 700.

³¹ Kodek (N.18), 224; Wagner (N.19), 270.

者の常居所地国の法が準拠法となると規定している 32 。そこで、ブリュッセル I 規則 15 条 1 項 c についての E U 司法裁判所による解釈をローマ I 規則 6 条 1 項 b に及ぼすことができるかが問題とされる。

まず指摘しておくべきは、ローマ I 規則 6 条 1 項 b との関係では、事業者の活動と契約締結との間の因果関係を要求するのが通説であるという点である³³。その理由としては、消費者保護は、「事業者が職業・事業活動を消費者の常居所地国に向け、契約の締結の原因をそのような活動に帰すことができる場合」に認められるとする同規則考慮事由第25項が指摘される。そして、本判決とこのこととを結び付けると、取引配慮のための活動がドイツに向けられた仲介活動の一部ないしはそれと結び付いていると評価され、取引配慮契約の締結の原因がこの活動にあると言えるときに、後者の契約についてそのような因果関係が肯定されることになろうとされる³¹。いずれにせよ、ここでは、ブリュッセル I 規則15条 1 項 c の判例法上は存在しない因果関係という制限が設けられている。

他方、ローマ I 規則 6 条 3 項は、同条 1 項 a または b の要件が満たされていないときは、消費者契約の準拠法の決定には同規則 3 条と 4 条が適用になるとしているが、その 4 条 3 項は、1 項・2 項(当事者による準拠法選択がない場合に、5 条ないし8 条の規定を別として、契約類型ごとの準拠法を定めた規定)により定まる国以外の別の国と「明らかに密接な結び付き」を示す契約については、その国の法が準拠法となるとしている。そして、ローマ I 規則考慮事由第20項は、この「別の国」の決定に当たっては、当該契約が一つまたは複数の別の契約と「非常に密接な結び付き」を有するかが特に考慮されるべきであるとしている。そこで、6 条 3 項の「明らかに密接な結び付き」の具体化については、本判決があげる二つの契約の「密接な結び付き」の基準が指針として有用であると指摘されている35。

以上のように、ブリュッセル I 規則I5条 I 項 c とローマ I 規則I6条 I 項 b に共通に存在する「向けて」の文言に関しては双方で異なった解釈がなされる一方、前者の解釈として持ち出された「密接な結び付き」の有無を判断するに際して考慮され

³² ローマ I 規則については、前注 2 掲記の高橋教授の二つの論文を参照。

³³ Mankowski, Muss zwischen ausgerichteter Tätigkeit und konkretem Vertrag bei Art.15 Abs.1 lit.c EuGVVO ein Zusammenhang bestehen?, IPRax 2008, 336 f.; Ferrari et al., Internationales Vertragsrecht, 2. Aufl.(2012), Art.6 Rom I-VO Rdnr.63 ff. [Staudinger]; Palandt, BGB, 76. Aufl.(2017), Art.6 Rom I-VO Rdnr.6 [Thorn].

³⁴ Brosch (N.19), 24.

³⁵ Brosch (N.19), 24.

るべきとされる事情は、ローマ I 規則 4 条 3 項の「明らかに密接な結び付き」の解釈に影響する方向にある。すなわち、「向けて」と「密接な結び付き」との二つの文言に関する解釈態度に分裂が生じてしまうかに見える。このようなことは、ローマ I 規則と「ブリュッセル I 規則との調和を維持するために、消費者保護規範の適用の要件として、向けられた活動との基準と、ブリュッセル I 規則と本規則中のこの基準が統一的に解釈される必要性が指示される」(ローマ I 規則考慮事由第24項)とされていることに鑑みても、適切ではない。もっとも、ローマ I 規則 6 条 1 項 bの「向けて」との文言に関する解釈は単なる学説上の主張に過ぎず、Emrek事件判決以降はそれに関しても因果関係は要求されるべきではないったとか、本判決はその解釈にも影響するったかの見解もあるが、ローマ I 規則 6 条 1 規則 b に関する多数説の解釈が前述のようなものであったことに鑑みれば、少なくとも本判決がこれに言及していないのは遺憾であったと指摘される。。

(2) ブリュッセル I 規則は、2015年 1 月10日から適用になっているブリュッセル I a規則によって大幅に改訂された。しかし、前者の15条 1 項cはそのまま後者の 17条 1 項cに引き継がれているから、本判決は全面的に後者の解釈としても妥当 する 39,40 。

³⁶ Rauscher, EuZPR/EuIPR, Bd.3, Rom-I·Rom-II, 4.Aufl.(2016), Art.6 Rom I-VO Rdnr.37 [von Hein].

³⁷ Wagner (N.19), 270; Mankowski (N.20), 700.

³⁸ Kodek (N.18), 224; Brosch (N.19), 24.

³⁹ Wagner (N.19), 270; Brosch (N.19), 24; Mankowski (N.20), 700; Peschke, jurisPR-IWR 2/2016 Anm.3, D (本判決判例研究). なお、ブリュッセル I a 規則に関しては、法務大臣官房司法法制部編『欧州 (EU) 民事手続法』(法曹会・2015年) 47頁以下に解説と条文の翻訳があるが、同書63頁の同規則17条 1 項 c の翻訳には、肝心の「……に向けて(auf....ausrichtet)」の趣旨が現れておらず、適訳とは思われない。

^{40 2011}年の改正に係る、わが民事訴訟法3条の4第1項・第3項の消費者事件のための国際裁判管轄規定では、消費者が事業者の国に赴いたのではないとか、事業者が消費者側の国に向けて事業活動を行ったということは要件とされておらず、日本に住所を有する消費者は単に消費者であるとの理由だけで、事業者に対する訴えを日本の裁判所に提起できることになっており、本判決で問われているような問題は生じない。